

令和2年4月13日

会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰  
公衆衛生担当理事 今井 一登

予防接種法施行規則の一部を改正する省令の公布及び定期の予防接種等  
による副反応疑いの報告等の取扱いについての一部改正について

神奈川県医師会を通じて、通知がまいりましたのでお知らせいたします。  
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

厚生労働省健康局長  
(公印省略)

「予防接種法施行規則の一部を改正する省令」の公布について

予防接種法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第42号）が本日、  
別紙のとおり公布され、施行されました。

別添写しのとおり、各都道府県を通じ周知いたしましたので、お知らせいたします。

健発 0326 第5号  
令和2年3月26日

厚生労働省健康局長  
(公印省略)

予防接種法施行規則の一部を改正する省令の公布について

予防接種法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第42号）が本日、別  
紙のとおり公布され、施行されました。改正省令の内容は下記のとおりですので、貴職に  
おかれましてはこれを十分御了知の上、貴管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を  
含む）及び関係機関等に周知をお願いいたします。

第一 改正の概要

結核の定期の予防接種等を受けたことによるものと疑われる症状の報告の基準として、  
以下を追加すること（予防接種法施行規則第5条関係）。

症状	期間
髄膜炎（BCGによるものに限る。）	予防接種との関連性が高いと医師が 認める期間

第二 施行期日

公布の日（令和2年3月26日）